

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A市所在のB会社（以下「会社」という。）に採用され、タクシードライバーとして勤務していた。

請求人によれば、平成〇年〇月〇日、乗客を乗せてのタクシー乗務中、車内で眠ってしまった乗客の行き先を確認するため道路左端に一時停車していたところ、普通貨物自動車に追突され負傷した（以下「本件災害」という。）。請求人は、負傷当日、C整形外科に受診し、「頰椎捻挫、腰椎捻挫、右膝打撲、左膝打撲」（以下「本件負傷」という。）と診断され、療養を開始した。

本件負傷に係る治療費等は、加害者の加入する保険会社から支払われていたが、同保険会社から請求人に対し、平成〇年〇月〇日以降の本件負傷に係る損害補償はできない旨の連絡があった。

このため、請求人は、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までは健康保険を使用して治療していたが、同年〇月〇日をもって加害者及び加害者が加入する任意保険会社（以下「加害者側」という。）と示談した。

その後、全国健康保険協会D支部から、健康保険を利用して受けた治療費について、健康保険でなく労災保険の対象である旨の通知があり、これを受け、請求人は同年〇月〇日、監督署長に対し療養補償給付を請求したところ、監督署長は

保険会社との示談後の請求であるとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分が妥当なものと認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人は、平成〇年〇月〇日付けで全国健康保険協会から、本件災害が業務上災害に該当するとして労災保険に切り替えるよう通知があったもので、労災保険への請求が遅くなったのであり、平成〇年〇月〇日付けで全部示談したことから、給付を行うことはできないとの監督署長の判断は誤りである旨を主張するので以下検討する。

(1) 請求人は、労災保険への請求を行うとともに、監督署長に対し第三者行為災害届と同時に念書（兼同意書）を提出しており、同念書第2項には「相手方と行った示談内容によっては、保険給付を受けられない場合があることについて承知しました。」旨が記載され、請求人はこれに署名押印している。

(2) そこで、平成〇年〇月〇日付け加害者と請求人との間で交わされた免責証書の内容をみると、請求人は、①治療関係費、②休業損害、③慰謝料等を損害として請求し、加害者が契約している任意保険会社より既払い金の〇円のほか、〇円の支払いを受けることが約されていたものと認められる。

本件免責証書には、平成〇年〇月以降の治療費及び休業損害を除いた損害の一部についての請求である旨の趣旨は記されておらず、他方、損害金を受領したときには、その余の請求を放棄するとともに、今後裁判上・裁判外を問わず、何ら異議申立、請求及び訴えの提起等をしない旨記載されていることから、請求人の主張する損害額の外は放棄したものと解され、請求人と加害者側との間での示談について明らかな過誤等は認められない。したがって、当審査会としても、請求人は免責証書において示談した金額以上の請求権を全て放棄する旨が記載されており、請求人と加害者側との間で真正な示談が成立したものと判断する。

- (3) 請求人が療養補償給付たる療養の給付請求書を作成した年月日を見ると、平成〇年〇月〇日付けとなっており、免責証書を交わした同年〇月〇日以降であることから、示談成立後に請求したものであることは明らかである。このような場合には、労災保険法第12条の4第2項所定の「保険給付を受けるべき者が当該第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、政府は、その価額の限度で保険給付をしないことができる。」の適用を受け、請求人は本件災害の全ての損害賠償を受けたとみなされ、監督署長は、その限度で保険給付をしないことができるものである。したがって、労災保険法に基づいた監督署長の判断は相当であるといえる。

請求人は、労災保険法の知識がなかったこと等弁明しているが、当該主張は認められず、本件の結論を左右するものでない。

- 3 以上のとおりであるから、請求人と加害者側との間で成立した示談は真正な示談であって、かつ、請求人の療養補償給付の請求は示談後であることは明らかであることから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であり、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。